

## 指名停止措置についての公表

### ● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
高知ポンプ滅菌センター	代表者 長山 真也	高知市介良42番地

### ● 指名停止の内容

指名停止期間	令和5年6月23日から令和5年8月22日まで（2月）
指名停止の理由	<p>営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱（不正又は不誠実な行為） 「別表第2の第20号 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。」に該当。</p>